

令和6年1月23日

記者発表

和歌山県パートナーシップ宣誓制度の導入について

すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、現行法制度の中で、性的少数者の方々の生活上の障壁をなくすことを目的として「パートナーシップ宣誓制度」を令和6年2月1日から導入します。

1. 制度の概要

(1) 和歌山県パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係」にあると宣誓したことを、県が証明し、婚姻関係にある夫婦と同等のサービスを受けられるようにする制度です。(法的効力はありません)

(2) 対象要件

- ・成年に達していること
 - ・一方または双方が性的少数者であること
 - ・どちらか一人は県内に住所を有すること(3ヶ月以内の転入予定を含む)
 - ・配偶者がいないこと
 - ・宣誓者以外の人とパートナーシップ関係にないこと
 - ・宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く)
- ※宣誓者が希望する場合は、同一生計の未成年の子の氏名及び生年月日を受領証に記載することが可能です。

(3) 受領証の利用が可能なサービス(別紙サービス一覧参照)

県においては、従来から同性カップルも法律婚、事実婚と同じように県営住宅の入居申込などのサービスを受けられますが、受領証を提示することで、よりスムーズにお二人の関係性が説明できます。

また、市町村が行う行政サービスや民間サービスにおいても、受領証の提示により、各種サービスを受けられたり、お二人の関係性をスムーズに説明できたりします。

対象となるサービスについては、今後も拡充に努めます。

※サービス一覧に掲載を希望される事業者の方は、随時更新しますので、青少年・男女共同参画課までお問い合わせください。

2. 手順の流れ

(1) 事前調整

宣誓を希望される場合は、電子申請または電話等によりご連絡をお願いします。(本人確認希望日の10日前まで) **※令和6年2月1日午前9時から受付を開始します。**

電子申請はこちら：



電子申請入力 URL：https://shinsei.pref.wakayama.jp/oVFkcCiU

電話：073-441-2510 FAX：073-441-2501

和歌山県 環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課

(2) 書類の提出及び内容確認

県ホームページから申請書等の様式をダウンロードし、記入の上、郵送で書類をご提出ください。書類を確認した後、電話または電子メールにより申請者へ連絡します。

県ホームページはこちら：



(3) 本人確認


原則としてWeb会議により、本人確認書類の提示を受け、確認を行います。Web会議システム（Microsoft Teams）で行うことが困難な場合には、県が適切な場所を確保して対面で実施します。（本庁及び海草振興局を除く各振興局での対応が可能。）

(4) 受領証等の交付

要件を満たしていると認める場合、「宣誓書受領証」及び「受付印を押印した宣誓書の写し」を宣誓者に交付（郵送）します。

【和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証のイメージ（クレジットカードサイズ）】

(表面)

	和歌山県	第	号
パートナーシップ宣誓書受領証			
和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
様		様	
年		月	日
和歌山県知事			印

(裏面)

この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを和歌山県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

また、個人情報と本人の同意なく口外しないでください。

【問合せ先】和歌山県 青少年・男女共同参画課 073-441-2510
【特記事項】

【緊急連絡先】（この欄の記載は任意です。）
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
（氏名と連絡先）

担当者	青少年・男女共同参画課 三浦、上田
連絡先	073-441-2510

和歌山県パートナーシップ宣誓制度の利用先一覧

1 公営住宅

以下の県営住宅及び市町村営住宅の入居申し込みに利用できます。

※パートナーシップの宣誓をしなくても、入居可能な自治体もあります。

自治体名	問合せ先	
和歌山県	建築住宅課	073-441-3210
和歌山市	住宅第1課	073-435-1098
海南市	管理課	073-483-8488
橋本市	建築住宅課	0736-33-1115
新宮市	管理課	0735-23-3333
岩出市	事業部土木課	0736-61-6936
紀美野町	企画管財課	073-489-5913
かつらぎ町	管財情報課	0736-22-0303
日高川町	住民課	0738-22-1701
白浜町	建設課	0739-43-6589
すさみ町	総務課	0739-55-4802
那智勝浦町	建設課	0735-52-0560
串本町	総務課	0735-62-0555

※上記以外の自治体でも、入居可能となる場合があります。

※詳細は、個別に県・各市町村あてにお問い合わせください。

2 医療機関（病床を有しない医療機関を除く。）

以下の医療機関における面会等の際に利用できます。

※パートナーシップの宣誓をしなくても、患者本人の意思を確認することで面会等が可能となる医療機関もあります。また、利用できる範囲（面会、病状説明等）は病院ごとに異なる場合もありますので、詳細は個別に各医療機関にお問い合わせください。

所在地	医療機関名	医療機関ホームページ
和歌山市	和歌山県立医科大学附属病院	https://www.wakayama-med.ac.jp/hospital/
	誠佑記念病院	https://seiyu-hp.jp/
	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	https://www.wakayamah.johas.go.jp/
	児玉病院	https://www.hakubunkai.com/kodama/
	上山病院	http://ueyama-hospital.or.jp/
	高山病院	
	中江病院	http://www.nakae.or.jp/
	半羽胃腸病院	https://hanbahp.com/
	稲田クリニック	https://inadacl.jp/

所在地	医療機関名	医療機関ホームページ
和歌山市	今福診療所	http://care-net.biz/30/kinokuniiryo/
	医療法人弘愛会黒田医院	https://gokidoc.net/kansai/wakayama/30201/3701-00000000-006/clinic_top/
	こうざき産婦人科	
海南市	海南医療センター	http://kic-kainan-hsp.jp/
	医療法人晃和会谷口病院	http://www.taniguchi-hp.or.jp/
	医療法人恵友会恵友病院	http://www.keiyukai.com/
橋本市	橋本市民病院	https://www.hashimoto-hsp.jp/
	梅本診療所	
有田市	有田市立病院	https://aridahp.arida.wakayama.jp/
御坊市	整形外科北裏病院	
田辺市	紀南病院	http://www.kinan-hp.tanabe.wakayama.jp/
	紀南こころの医療センター	http://www.kinan-hp.tanabe.wakayama.jp/mhc/
新宮市	新宮市立医療センター	http://www.hsp.shingu.wakayama.jp/
紀の川市	公立那賀病院	https://www.nagahp.jp/
	名手病院	http://nate-hospital.com/
岩出市	富田病院	http://tomita.or.jp/
	紀の川クリニック	https://www.hakubunkai.com
紀美野町	国保野上厚生総合病院	https://www.nokami-hospital.jp/
かつらぎ町	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	https://www.wakayama-med.ac.jp/med/bun-in/
有田川町	和歌山県立こころの医療センター	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html
美浜町	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	https://wakayama.hosp.go.jp/
すさみ町	国保すさみ病院	
那智勝浦町	那智勝浦町立温泉病院	https://onsenhsp.com/
	医療法人日進会日進会病院	http://www.nisshin.or.jp/
	医療法人木下医院	https://www.kinoshitaiin.com/
串本町	くしもと町立病院	http://www.hsp.kushimoto.wakayama.jp/
	串本有田病院	https://i-kenyukai.com/

3 県・市町村の行政サービス（公営住宅、公立病院以外）

※パートナーシップ宣誓をしなくても利用できる行政サービスもあります。
利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は問い合わせ先にご確認ください。

【県】

県の制度・サービス名	対象・適用内容	問合せ先
犯罪被害者法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による法律相談	県民生活課 073-441-2350
DV被害者相談	パートナーからの暴力に関する相談 【相談窓口】 男女共同参画センター:073-435-5246 子ども・女性・障害者相談センター:073-445-0793	青少年・男女共同参画課 073-441-2510 子ども未来課 073-441-2493
心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が任意で加入する共済制度	障害福祉課 073-441-2641
職員の休暇、各種手当、その他福利厚生	県職員の扶養親族として、パートナーを含む。	人事課 073-441-2120

【市町村】

市町村名	市町村制度・サービス名	対象・適用内容	問合せ先
和歌山市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。（現在も聞きとり等により生計同一と確認できる者については、入所申込や送迎を認めており、今後も同様の対応を行う予定である）	保育子ども園課 073-435-1064
	住民票への「縁故者」の続柄記載	住民票の続柄について、パートナーの一方が世帯主で、もう片方が同居人であるとき、住民登録の手続きにより、親族の縁故者（注1）でも使われている縁故者の名称に変更することができる。変更しないこともできる。 なお、縁故者の母なども縁故者となる。 また、住民票の世帯を別にしているときは、これは適用されない。 注1 親族の縁故者 妻の母の子の子の子、兄の子の妻の子の母のように接続詞を4回以上使用する親族は、住民票の続柄が縁故者となる。回数は住基システムにより異なる。令和7年以後に導入が全国的に予定されている標準化仕様では4回。	市民課 073-435-1027
	住民票の交付申請	同一世帯員以外の代理人による請求の場合は委任状が必要	市民課 073-435-1310
	罹災証明書等交付申請	同一世帯であれば委任状なしで罹災証明書等の発行が可能 なお、同住所でも別世帯の場合は委任状が必要	総合防災課 073-435-1199

市町村名	市町村制度・サービス名	対象・適用内容	問合せ先
海南市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	子育て推進課 073-483-8582 学校教育課 073-492-3348
	母子健康手帳の交付	パートナーが妊娠した場合、家族同様に母子健康手帳を交付する。	健康課 073-483-8441
橋本市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	こども課 0736-33-6102
	犯罪被害者等見舞金	犯罪被害者等見舞金申請	人権・男女共同推進室 0736-33-1229
	橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金	橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金交付申請 (運用可能時期・令和6年4月)	シティプロモーション課 0736-33-6106
	橋本市空き家移住応援補助金	橋本市空き家移住応援補助金交付申請 (運用可能時期・令和6年4月)	シティプロモーション課 0736-33-6106
	橋本市結婚新生活支援補助金	橋本市結婚新生活支援補助金交付申請 (運用可能時期・令和6年4月)	シティプロモーション課 0736-33-6106
橋本市職員の扶養手当 (パートナー)、結婚休暇等	橋本市職員のパートナーの扶養手当支給申請、結婚休暇等取得	職員課 0736-33-1193	
有田市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	こども課 0737-22-3524
御坊市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	社会福祉課 0738-52-5033
田辺市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	子育て推進課 0739-26-4901
新宮市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	子育て推進課 0735-23-3344
	幼稚園の入園手続き	受領証の提示で入園の手続きを行うことができる。	教育政策課 0735-23-3333
	住民票の続柄を「縁故者」と記載	受領証の提示で続柄を「縁故者」と記載することができる。	市民窓口課 0735-23-3333
紀の川市	市営墓地の使用・承継	市営墓地においてパートナーを一緒にの墓地に埋葬できるほか、墓地の使用権をパートナーに承継できる。 ただし、被承継者にパートナー以外の家族がいる場合、家族の同意が得られていること。	環境衛生課 0736-79-3950
	災害時のし尿くみとり補助	パートナーシップ関係にある二人は事実上婚姻関係と同様の事情にあることにより世帯とみなし、罹災証明書が発行された場合は災害時のし尿くみ取り料金の補助を受けることができる。	環境衛生課 0736-79-3950
	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	保育課 0736-77-0892
岩出市	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	子ども家庭課 0736-67-6324
	税務関係証明書の申請及び交付	生計を一にし、かつ、同居しているパートナーについても「同居人」の対象として、委任状不要での証明書発行を認める。	税務課 0736-62-2141
	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請ができる。	子ども家庭課 0736-67-6081
	不妊治療助成事業	不妊治療に対する支援	子ども家庭課 0736-67-6081

市町村名	市町村制度・サービス名	対象・適用内容	問合せ先
岩出市	子育て支援センター事業	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に事業の利用・参加を認める。	子ども家庭課 0736-61-2983
	要介護認定	家族による代理手続と同様に申請を認める。	保険介護課 0736-62-2141
	介護保険 各種申請	家族による代理手続と同様に申請を認める。	保険介護課 0736-62-2141
	紙おむつ支給事業	高齢者を介護しているパートナーを親族として扱う。	保険介護課 0736-62-2141
	国民健康保険事業	同一世帯であれば申請を認める。	保険介護課 0736-62-2141
紀美野町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	保健福祉課 073-489-9960
かつらぎ町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	教育総務課 0736-22-0303
日高川町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	住民課 0738-22-1701
白浜町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	民生課 0739-43-6594
すさみ町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	教育総務課 0739-55-4802
太地町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	教育委員会 0735-59-2335
串本町	保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。	こども未来課 0735-67-7027

4 民間サービス（医療機関以外）

※パートナーシップ宣誓をしなくても利用できる民間サービスもあります。

※詳細は、個別に各事業者・団体あてにお問い合わせください。

種類	サービス適用の内容	事業者・団体
生命保険	生命保険の受取人にパートナーを指定すること	日本生命保険、明治安田生命保険
損害保険	自動車保険や火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること	あいおいニッセイ同和損害保険、三井住友海上火災保険
携帯電話	携帯料金の家族割引	ソフトバンク